

「さぬき市中小企業設備投資資金利子補給補助事業」のご案内

企業者の皆様を支援する制度があります

さぬき市では、市内中小企業者の経営基盤の強化や新分野進出などの積極的な事業展開の促進を図るため、設備投資資金借入金に対する利子補給を実施します。

1 補助対象者

次の要件のすべてに該当する方。

- ① さぬき市に本社又は事業所を有する中小企業者（会社、個人）であること。（注1）
- ② 設備投資を行う事業所が、主に以下の事業を営む事業所であること。（注2）
工場・運輸施設・卸売施設・小売施設・試験研究施設・情報処理関連施設・観光施設
- ③ 市税を完納していること。
（注1）中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいいます。
（注2）詳しい補助対象業種についてはお問い合わせください。

2 補助対象設備投資

補助対象業種のうち、次の①、②のいずれかに該当する設備投資をさぬき市において行う方。

- ① 事業所の新築、増改築、取得。（注1・2）
- ② 事業拡大、新製品開発、新分野進出等のための機械及び装置の取得。（注3）
（注1）土地及び住居の用途に供する部分は除きます。
（注2）倉庫又は事務所のみの新築等は一部業種を除き対象となりません。
（注3）機械及び装置は、事業所において直接的に使用されるものであって、地方税法第341条第4号に規定する償却資産をいいます。

3 補助対象利子

補助対象設備投資に対し、金融機関から証書貸付により融資を受けた借入金に係る利子。

- （注）補助対象設備投資に対する借入金（設備資金）であり、その額が1,000万円以上であること。
（注）補助対象設備投資に対する支払いが全額終了した後の借入金は対象外。

4 補助率・上限率

1月1日から12月31日までの間（以下「算定期間」という。）ごとに支払われた補助対象利子について、年利率1%以下の部分に相当する額を補助します。補助額の限度額は、算定期間ごとに200万円です。

5 補助期間

融資実行日から起算して5年以内です。

- （注）一の設備投資に対して複数の証書貸付を受けた場合は、融資実行日が早いものから起算して5年以内。

6 手続きの流れ

竣工、取得等

初年度手続（平成25年4月1日から平成27年3月31日まで）

金銭消費貸借契約

融資実行・費用支払

確認申請書の提出
（中小企業者→市）

確認
（市→中小企業者）

毎年度手続（融資実行日から起算して5年以内）

交付申請兼実績報告書の提出
（中小企業者→市）

交付決定・額の確定
（市→中小企業者）

請求書の提出
（中小企業者→市）

確認
（市→中小企業者）

- 事前にチェックリストにより対象であることを確認してください。
- 確認申請書の内容を審査の上、適正と認められる場合、補助金交付対象者確認書を通知します。
- チェックリストにより確認できない場合は、お問い合わせください。
- 交付申請兼実績報告書を審査の上、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定及び額の確定をします。

